

公益財団法人鳥取県建設技術センター

建設工事等の入札に関する規程

制 定（平成 22 年 1 月 19 日）
一部改正（平成 24 年 4 月 1 日）
一部改正（令和 8 年 5 月 11 日）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公益財団法人鳥取県建設技術センター（以下「センター」という。）が行う建設工事等の入札に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）建設工事・・・センターが行う建設工事をいう。
- （２）測量等業務・・・建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務をいう。
- （３）建設工事等・・・建設工事及び測量等業務をいう。
- （４）入札・・・建設工事等の契約の相手方を決定するために行う一般競争入札又は指名競争入札をいう。
- （５）入札者・・・入札に参加する者をいう。

（県の規則等の適用）

第 3 条 センターが行う建設工事等の入札においては、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「規則」という。）のほか、県が行う建設工事等の入札において適用する規定を準用するものとする。ただし、総合評価競争入札、電子入札及び低入札価格調査に関する事項については、当分の間、適用しない。

（入札方式）

第 4 条 請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額（測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が同表中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。

請負対象設計額	委託対象設計額	入札の方式
400 万円以上	200 万円以上	制限付一般競争入札（有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地又は当該契約に係る建設工事等についての経験もしくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる建設工事等については、同項の表の右欄に定める入札の方式以外の入札の方法又は随意契約の方法により当該建設工事等の契約を締結することができる。

- （１）災害復旧、適期施工等のため直ちに発注する必要があると代表理事が認めた建設工事等
- （２）建設工事等の内容、規模等からみて、前項の表の右欄に定める入札の方式以外の入札の方法又は随意契約の方法によることが適当と代表理事が認めた建設工事等

（格付等級に関する応募条件）

第 5 条 県内に本店を有する有資格者によって円滑かつ適正に実施できると見込まれる建設工事等の制限付一般競争入札を行う場合、当該建設工事の格付工種及び会社の格付等級の応募条件を設けることについては、規則第 17 条を準用する。

（その他の応募条件）

第 6 条 代表理事は、建設工事等の制限付一般競争入札を行う場合において、当該入札に係る建設工事等の内容、規模等からみて必要があると認めるときは、前条に規定する応募条件のほか、次に掲げる応募条件を設けることができる。

- （１）当該入札に係る建設工事等と同種同程度の建設工事等の実績（次号において「同種工事等実績」という。）を有すること。
- （２）当該入札に係る建設工事等に従事する技術者の資格に関すること及び当該技術者が同種工事等実績を有すること。
- （３）県内の本店又は営業所に従事する技術者の数、資格等に関すること。
- （４）当該入札に係る建設工事の施工現場に専任で配置することができる技術者（当該建設工事等の内容、規模等からみて代表理事が必要と認めた資格を有する者をいう。次項第 2 号及び第 3 号において同じ。）の追加に関すること。
- （５）当該入札に参加する有資格者の経営状況に関すること。
- （６）測量等業務の成果品に対する重点的かつ詳細な履行確認の実施に関すること。
- （７）前 6 号に掲げるもののほか、代表理事が特に必要と認める事項に関すること。

（調達公告）をインターネットのセンターのホームページ（<http://www.tctcplaza.or.jp>）や掲示、その他の方法により公告するものとする。

- （１）当該入札に係る建設工事等の名称及び実施場所

- (2) 当該入札に係る入札参加資格及び応募条件
 - (3) 当該入札に係る契約条項を示す場所
 - (4) 入札保証金に関する事項
 - (5) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札の可否
 - (6) 開札の場所及び日時
 - (7) 前号に掲げるもののほか、代表理事が特に必要と認める事項
- 2 前項の規定による公告（以下「調達公告」という。）は、その開札期日の前日から起算して、次の各号に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日前にするものとする。この場合において、鳥取県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）の日数は、算入しないものとする。
- (1) 予定価格が500万円未満の建設工事等・・・3日
 - (2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事等・・・10日
 - (3) 予定価格が5,000万円以上の建設工事等・・・15日
- 3 前項の規定にかかわらず、代表理事は、急施を要する建設工事等を入札に付そうとするととき、又は入札者若しくは落札者が不在の場合若しくは落札者が契約を締結しない場合において、さらに入札に付そうとするとときは、同項第2号又は第3号に規定する期間を5日以内に限り短縮することができる。

（応募者の審査）

第8条 代表理事は、調達公告に応募した者（以下「応募者」という。）が入札参加資格及び応募条件を具備しているかどうかを審査するものとする。

（入札者の指名）

第9条 削除

（不指名理由の説明）

第10条 削除

（入札保証金）

第11条 代表理事は、入札者に、当該入札者の見積入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、入札者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせることができる。

- (1) 保険会社との間でセンターを被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証券を提出したとき。
- (2) 落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 予定価格が少額であり、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

2 前項の入札保証金は、次条第1項の規定により入札書（入札者の入札金額を記載した書面をいう。以下同じ。）を代表理事に提出する際に納付するものとする。

（入札の手続）

第12条 入札者は、入札書を作成し、封かんの上、これを指定の日時までに定められた場所へ提出しなければならない。

- 2 入札者は、入札を郵便等により行うことができる。この場合において、入札書と入札保証金及び関係書類とは別封にしなければならない。
- 3 入札者は、第三者を代理人として入札に関する行為を行わせようとするときは、入札の都度、その委任状を代表理事に提出しなければならない。

（入札書の訂正等）

第13条 入札者は、入札書の記載事項についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、これに印を押さなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。

（予定価格の作成）

第14条 代表理事は、その入札に付する建設工事等の価格を当該建設工事等に関する仕様書、設計書等によって予定し、次条第1項の規定により予定価格を入札の執行前に公表する場合を除くほか、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

（予定価格の入札執行前の公表）

第15条 代表理事は、センターの財産上の利益を不当に害するおそれ、その他入札の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある場合を除くほか、予定価格を入札の執行前に公表するものとする。ただし、予定価格の公表についての試行を行う場合、その他代表理事が必要であると認める場合については、この限りでない。

（予定価格の決定方法）

第16条 予定価格は、入札に付する建設工事等の価格の総額について、建設工事等の施工又は履行の難易、工期又は履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格)

第17条 代表理事は、建設工事の内容に適合した履行を確保するため、必要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができる。

2 最低制限価格は、入札に付する建設工事の予定価格の3分の2以上の範囲内において、「公益財団法人鳥取県建設技術センター建設工事に係る最低制限価格の定め」により算定する。

(落札者の決定)

第18条 入札における落札者は、次の各号のいずれにも該当しない入札者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとする。

- (1) 当該入札に係る入札参加資格又は応募条件を具備していなかったことが判明した入札者
- (2) 最低制限価格を下回る入札価格が記載された入札書を提出した入札者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札において重大な不備等があった入札者

(指名競争入札)

第19条 第11条から前条までに定めるところによるほか、指名競争入札の実施については、鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱又は鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱を準用する。

(入札参加制限)

第20条 代表理事は、規則第34条の規定により県の建設工事等の入札に参加できない有資格者を入札に参加させないものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月19日から適用する

附 則

この規程の改正は、平成24年4月1日から適用する

附 則

この規程の改正は、令和8年5月11日から施行する。